

とおがまち お知らせ版

昭和63年

◇147号◇

1/25

編集/十日町市総務課文書広報係 〒948 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 (☎0257-57-3341) 発行/毎月25日

第39回

雪まつりが近づきました

雪色めく。雪染し。

雪だるま作戦、前夜祭、そして華麗なイベント「雪まつり」が近づきました。市民の皆さんはもちろん、県内外の親せきや知人にぜひPRしてください。

雪だるま作戦に参加しよう (数でギネスに挑戦)

「雪だるまを造ること」

は雪まつりの原点でもあります。前回の「雪だるま作戦」は大変好評でした。今回は三、〇〇〇個の雪だるまを造ってギネスに挑戦しようという作業が進められています。一つでも多く、だるま群が並ぶようにご協力ください。

雪だるまを造るときは

雪だるまは、目安として高さ一尺くらいですが、子どもたちだけで造れるような小さなものも大歓迎です。雪二月十二日(金)夜を完成目標にお願いします。雪まつり先空の空地、アーケード沿いの家はアーケードの上に造ってください。雪道、歩道には絶対に造らないでください。本流雪溝が稼働している時間帯には造らないでください。

「雪だるまを造ること」

本交通事故や側溝、流雪溝に落ちないように十分注意してください。

雪だるまは二月十四日(日)午後四時をもって一斉に撤去してください。

参加数を模擬



町内、会社、地域で造る数を雪まつり事務局へ報告してください。旗を二月三日〜五日の間に配布します。

また、雪まつり終了後に「雪だるまコンテスト」を行います。あなたの雪だるまを写真(サービサイズ)に撮っておいってください。賞状と賞品があります。



前夜祭

12日夜 7時30分

明るく楽しい雪まつり気分を盛り上げるために四つの企画で行われます。フライデー ナイトカーニバル (コミュニティー広場)

内容 若者に人気のモーターバイクによる雪上トライアルと歌謡ショー(小川はる子、ロック、ジャズダンスなどのバラエティショー)

きもの総産地ならではの企画。きもの帯、小物などの堀出し物も多くとりそろえ、雪まつり期間中に実施するものです。市民の皆さんはもちろん、雪まつりにおいでいただくお

雪像見学ツアー

2/12(金) 夜6時~10時

定員 240人(定員になり次第締め切ります) 会費 1人 3,000円 (夕食、地酒、記念品付) 申込先 雪まつり事務局または共立観光(☎52-4128)へ

雪像見学ツアー

「雪ときものまち」十日町の自然、景観、文化財、風俗、祭事、産業、芸能、四大まつりなどにちなんだもの。申込締切日 3月20日(日) 申込先 十日町市観光協会(☎57-3345)へ。

はるのカーニバル

特色ある「コミュニティー広場」は「はんやらどう広場」

それぞれオープンします。そのほか、「雪の芸術展(雪像審査)」や「雪像見学ツアー」が行われます。

雪まつり協賛

主催:クロス10 後援:織物組合

きもの堀出し市

きもの総産地ならではの企画。きもの帯、小物などの堀出し物も多くとりそろえ、雪まつり期間中に実施するものです。市民の皆さんはもちろん、雪まつりにおいでいただくお

★とき

2月13日(土) 10時~17時 2月14日(日) 10時~16時

★ところ

クロス10 展示ホール

飯山線臨時列車

(2月13日(土))

長野発10:30→十日町着14:04 新発田発12:01→十日町着14:56 越後川口発15:11→十日町着15:44 十日町発20:48→新発田着23:40 十日町発20:55→長野着23:53

(越後水沢、越後田中、足滝、平滝、西太滝、上桑名川、信濃平は停車しません。)

一日町発21:30→越後川口着22:00 一日町発22:03→森宮野原着22:50

(2月14日(日))

新潟発7:51→十日町着10:15 十日町発16:48→新潟着19:38

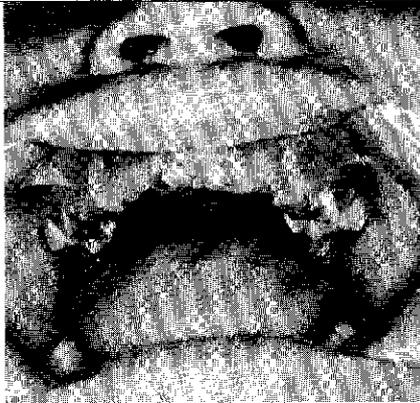
無料巡回バス

今回は市内観光の足として、つぎのとおり無料バスを運行します。

2月14日(日) 10:00~14:00 (20分間隔で)

三役所前発→朝日堂→信用組合(千歳町) (本町1) (本町2) →東北電力→博物館・総合体育館(本町3) (西本町2) 館→十日町病院→市役所着(高田町3号)

※なお、最寄りの停留所で自由に乗り降りができます。



こんな歯、イヤだー

丈夫な歯は財産です。虫歯予防は赤ちゃんのときから始まっています。家庭でどんな予防をしているか、1歳6カ月児を対象に57年と62年に「虫歯予防アンケート調査」をしました。さて結果は……ご覧ください。

1 予防の努力、まだまだ必要です

当市の一歳六カ月児の虫歯にかかっている率は、五十七年度が一〇・一％、六十二年度が一一・八％と残念ながら増えています。六十一年度の県平均が八・九％ですから、要注意ですね。虫歯予防アンケート調査は、ともに七月から十月の一歳六カ月児健診を受けた

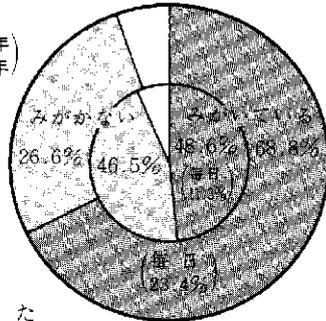
子どもさんを対象にしたもので、五十七年が百四十二人、六十二年が百五十四人です。結果をみると、五年間で歯みがきの習慣が伸びてきたとはいえ、かわいい子どもさんを虫歯から守るといふ、家族皆さんの日ごろの努力がまだまだ必要です。

3 毎日みがいでいる子は少いです

歯ブラシを持つている子どもさんは多いですが、みがいでやっているかどうか心配です。「みがき直しをしていますか」の問いに——「している」と答えた人は、五十七年が四八・六％（69人）、うち「毎日している」となると一一・三％（16人）。六十二年は

みがき直しをしていますか

(内円57年)
(外円62年)



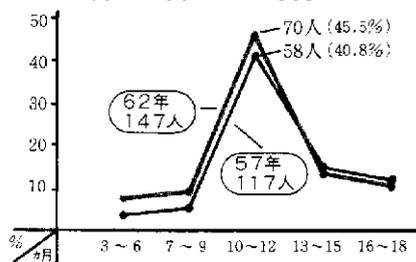
六八・八％（106人）、毎日になると二三・四％（36人）です。この数字からは多くの子どもさんが虫歯にかかる心配があります。子どもさんは自分でみがいて汚れをきれいにすることができません。家族の助けが必要。一日一回はみがいてあげましょう。

4 一つひとつ習慣づけてください

『虫歯にならないために努力していることは』の問いに——五十七年、六十二年ともに、答えるの多い順番は①食べたあと水を飲ませる②甘いものをひかえさせる③歯みがきをしてやる④

食事のバランスを考えている⑤食べたあとがいをさせる、でした。が、「何もしていない」と答えた人もいます。一方、『困ったことはありませんか』には——甘いものを制限するのが難しい、歯みがきをいやがる、歯のかみ合わせが悪い、歯の色が悪い、などの心配をもっています。心配ごと、一つひとつの習慣づけによって減らしてください。

初めて歯ブラシを持ったのは



2 歯ブラシは、ほとんどが持っています

『子ども専用の歯ブラシがありますか』の問いに——「あります」と答えた人は、五十七年が八二・四％（117人）、六十二年が九五・五％（147人）とほとんどの子どもさんが持っています。また「初めて持たせたのはいつごろですか」の問いには——「十カ月から十二



村山 瑛美 ちゃん
(1歳11ヵ月・寿町2)

4ヵ月からゴム製の歯ブラシを、10ヵ月から普通のを持たせました。お兄いちゃんがみがいでいたせいか、いやがらずにみがかせてくれます。おやつは時間と量をきめていますと、お母さん（さとみさん）の言葉。

歯科衛生士さんのアドバイス

- 虫歯予防に関心をもつ。
- 1日3回は口の中を見てやり、歯みがきをする。
- 食事を十分に食べられるよう、おやつ時間をきちんと決め、ダラダラと食べさせないようにする。
- 3歳くらいになったら、「食べたら、みがく」約束のうえで食べさせる。
- 子どもには「歯をみがきなさい」「甘いものはだめです」ではなく、家族みんなが先頭になって実行する。
- 親をきき、近所にも甘いものを与えすぎないように協力してもらう。
- 痛い思いをさせないように、早めに虫歯を見つけ、治療する。
- 歯医者さんをこわがるような言葉をつつしむ。



大規模な土地取り引きは

届け出が必要ですよ

土地の投機的取り引きによる地価の高騰を抑えたり、また、大切な資源の乱開発を未然に防いだりする目的で、国土利用計画法では、大規模な土地取り引きについて届出制を義務付けています。

5千、1万平方メートル以上の土地が対象

つぎの一定面積以上の土地（表1）の取り引き（表2）をする場合は、あらかじめ県知事に届け出なければなりません。届け出をしないで土地取り引きをしたたり、うそ偽りの届け出をしたたり、うそ偽りの六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがあります。必ず届け出をしてください。

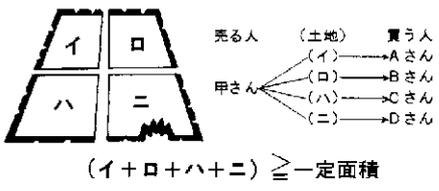
(表1) 届け出が必要な土地

区分	地区名	面積
都市計画内	十日町、中条、六	5,000㎡以上
都市計画外	吉水、下条、	10,000㎡以上

(表2) 届け出が必要な取り引き

- 売買 ■ 共有持分の譲渡 ■ 営業譲渡
- 譲渡担保 ■ 代物弁済 ■ 交換
- 予約完結権、買戻権等の譲渡
- 地上権、賃借権の設定、譲渡

■ 一団の土地取り引き
個々の取り引き面積は小さくても合計していくと一定面積以上となる一団の土地取り引きは、個々の取り引きそれぞれについて届出が必要です。

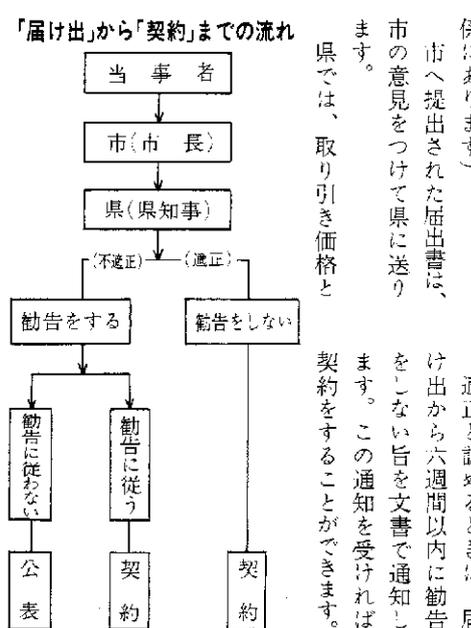


契約を結ぶ6週間前までに届け出

契約をしようとするとき、取り引きの当事者（売買で

あれば売主と買主）は、取り引きの予定価格や利用目的を書いた届出書を、契約を結ぶ6週間前までに企画財政課企画調整係に提出してください。（届出書は関係にあります）

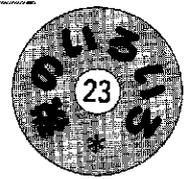
市へ提出された届出書は、市の意見をつけて県に送ります。県では、取り引き価格と利用目的について審査します。不適正と認めるときは、取り引きの中止または変更の勧告をすることがあります。適正と認めるときは、届出から6週間以内に勧告をしない旨を文書で通知します。この通知を受ければ契約をすることができます。



利用されずに3年過ぎると遊休土地

届け出をして取得した土地が三年過ぎても利用されていない場合、県知事は有効かつ適切な利用を進めるために、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けた所有者等は、その土地の利用や処分等、その土地の利用や処分

■ 問い合わせ 企画財政課企画調整係 ☎57 311 内線223) へ。



固定資産税

税額の減額

固定資産税は毎年一月一日現在で賦課し、その年の五月から（五・七・九・十一月の四期）納めることになっていますが、税額を減額する制度（「免税」といいます）があります。免税とは、法律上課税されるものであっても一定の要件に該当する場合には、税の全部または一部を課税しないもので、「減免」と「免除」の二つの方法があります。

自動車税にも同じ取り扱いがあります。

免除とは

- (1) 公益の用に供する（多くの人々のために利益をはかる）集会所、これに類する施設②道路上に造られたアーケードや雁木、防火施設、水防施設③そのほか公益上の理由により、市長が課税することが適当でないとして認められたものに限り、
- (2) このほか、屋根融雪装置のある家屋に対しても免除があります。

減免とは

- ① 生活が苦しく公・私の扶助、援助を受けている人
 - ② 震災、風水害、火災、その他の災害を受けた人③そのほか特別の事情がある人が対象です。
- 減免を受けようとするときは、納期限の七日前までに事務課へ申請書を提出してください。

問い合わせ 税務課

定資産税係 ☎57 311 1 内線112、113) へ。

2月 国民健康保険料第8期の納付月です。



4月使用分から

61年度末で普及率24・3%

当市の下水道事業は、五十八年五月の使用開始以来、市街地を中心に整備を進めてき、六十一年度末で人口普及率は二四・三％になっ

ています。六十三年度からは川治地区に着手し、順次、全市に広げていく計画です。

経費は市と使用者で負担

下水道施設は、文化的な生活をしていくうえで欠くことができないものですし、私たちが子や孫たちに贈る市民共有の財産です。

また現在、積極的に進めているリゾート地づくりにとつても最低限必要とされる施設です。

持管理には多額の経費がかかります。しかも全市に広げるまでは、使用者が一部地域の市民の皆さんに限られます。そこで、建設当初には受益者負担金を納めていただき、使用に当たっては使用料金をいただくわけです。

平均単価が130円から154円に

下段の表は、六十三年か

ら六十五年まで三カ年の収

下水道使用料金が変わります

第四回定例市議会（昨年十二月に開催）で、「下水道条例」の一部改正案が審議され可決されました。この主な内容は、下水道使用料金を四月使用分から引き上げるものです。平均上げ幅は約一八・五％で、平均単価が一立方メートルあたり現行の百三十円から百五十四円になります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

や県の基準を参考にして計算すると四五・二％になります。これを使用料一立方メートルあたり単価にすると約二百二十七円になります。しかし、下水道が使用開始になると、その区域内の皆さんは法的に使用することが義務づけられます。また、他市町村の使用料金の実態も参考にしなければなりません。このような諸事情を考慮して、四月使用分から平均で約一八・五％引き上げて、

支見積りです。支出（表2）は、七一・五％が建設時の起債の元利償還金であり、二八・五％が維持管理費です。一方、収入（表1）です。この使用料金を、国

の財産ですから当然に市で負担しなければならぬ経費がある反面、一部地域の市民が恩恵を受けるといふことから使用者に負担をお願いする部分があります。この使用者の負担を、国

平均単価を現行の百三十円から百五十四円にさせていただくことになりました。詳しくは左の下水道料金早見表をご覧ください。

下水道使用料金(2カ月当たり)早見表

使用料 (m ³)	料金 (円)	使用料 (m ³)	料金 (円)	使用料 (m ³)	料金 (円)
1~20	2,600	47	6,380	74	10,400
21	2,740	48	6,520	75	10,550
22	2,880	49	6,660	76	10,700
23	3,020	50	6,800	77	10,850
24	3,160	51	6,950	78	11,000
25	3,300	52	7,100	79	11,150
26	3,440	53	7,250	80	11,300
27	3,580	54	7,400	81	11,450
28	3,720	55	7,550	82	11,600
29	3,860	56	7,700	83	11,750
30	4,000	57	7,850	84	11,900
31	4,140	58	8,000	85	12,050
32	4,280	59	8,150	86	12,200
33	4,420	60	8,300	87	12,350
34	4,560	61	8,450	88	12,500
35	4,700	62	8,600	89	12,650
36	4,840	63	8,750	90	12,800
37	4,980	64	8,900	91	12,950
38	5,120	65	9,050	92	13,100
39	5,260	66	9,200	93	13,250
40	5,400	67	9,350	94	13,400
41	5,540	68	9,500	95	13,550
42	5,680	69	9,650	96	13,700
43	5,820	70	9,800	97	13,850
44	5,960	71	9,950	98	14,000
45	6,100	72	10,100	99	14,150
46	6,240	73	10,250	100	14,300

(表1) 収入：総額22億3,970万円

改定前	公費負担分 54.8%		使用料で賚るべき収入 45.2%	
	12億2,592万円	不足額 4億2,242万円 19.3%	従来収入 5億8,136万円 25.9%	
改定後	〃	不足額 3億2,324万円 14.4%	使用料収入 6億9,054万円 30.8%	

(注) 不足額は市費でおきなわれています。

(表2) 支出：総額22億3,970万円

建設時起債元利償還金		維持管理費
16億39万円	71.5%	6億2,931万円 28.5%

63年度から 市民税(所得割)

税率が変わります

地方税法の改正に伴い、第四回定例市議会で、「市民税条例」の一部改正案も可決されました。

六十三年度から変わります(県民税も変わります)の
 (県民税も変わります)の
 でお知らせします。

左表の課税標準額というのは、「総所得」から「社会保険料控除や扶養控除などの所得控除」を差し引いたものをいいます。

改正された内容のいくつかは市報12月25日号「税のいろいろNo.22」でお知らせしましたが、市民税の所得割を算出するときの税率も

〔(課税標準額)×(税率)〕-(累進控除額) 市民税所得割 県民税

	62年度			63年度		
	課税標準額	税率	累進控除額	課税標準額	税率	累進控除額
市 民 税	20万円以下	2.5%	0円	60万円以下	3.0%	0円
	20万円超	3.0%	1,000円	60万円超	5.0%	12,000円
	45 "	4.0%	5,500円	130 "	7.0%	38,000円
	70 "	5.0%	12,500円	260 "	8.0%	64,000円
	95 "	6.0%	22,000円	460 "	10.0%	156,000円
	120 "	7.0%	34,000円	950 "	11.0%	251,000円
	220 "	8.0%	56,000円	1,900 "	12.0%	441,000円
	370 "	9.0%	93,000円			
	570 "	10.0%	150,000円			
	950 "	11.0%	245,000円			
県 民 税	1,900 "	12.0%	435,000円			
	2,900 "	13.0%	725,000円			
	4,900 "	14.0%	1,215,000円			
	150万円以下	2.0%	0円	130万円以下	2.0%	0円
	150万円超	4.0%	30,000円	130万円超	3.0%	13,000円
				260 "	4.0%	39,000円

公民館に車いす用エレベーターが完成



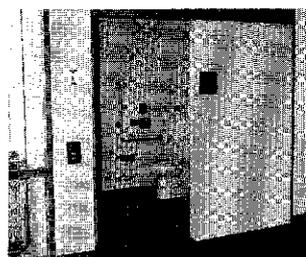
車いす用エレベーターです

利用の際はインターホンを押してください

体の不自由な皆さんに公民館をより利用していただくとうと、公民館に新しい施設ができました——車いす専用のエレベーター

——(昇降機)と車いす専用のトイレです。

エレベーターは正面階段の左わき(市民体育館側)に、トイレは正面入口とホールの中のホワイエにできました。また、すでに昨年末には公民館入口を自動下



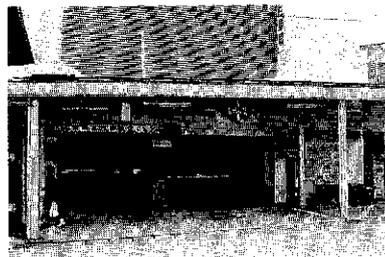
車いす用トイレです

アに取り替えてあります。エレベーターは安全上のために普段はスイッチを切っておきます。利用の際はエレベーター入口の右壁にあるインターホンを押し、職員を呼び出してください。ご案内します。

車いすの方だけでなく、もちろん、お年寄りなど足腰の不自由な方も利用できます。

反則金は1万円
減点は1点

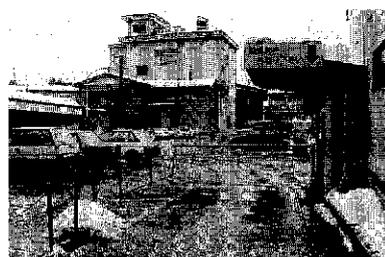
駐車場を利用する方が安心



市営駅通り駐車場

駅通りや本町通りの商店街は駐車禁止です——にもかかわらず、毎日多くの車が駐車しています。冬は雪により交通渋滞になりがち。路上駐車が渋滞にさらに拍車をかけています。

駐車違反は反則金一万円と減点一点です。一方、駐車場は三十分100円で安心して用がたせませす。

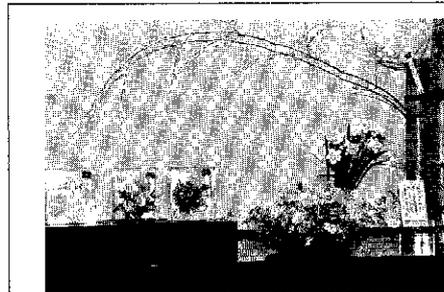


十日町セントラルパーキング

彩樹季の間の「まゆ花展」へどうぞ

とき / 2月19日(金)まで
ところ / 織物組合1階・展示ロビー

きもの素である「まゆ」から作りだしたコサージュ、ブーケ、花、ブローチ、人形の数々。自然の草花を題材にし、また草木染をほどこした作品です。ぜひご覧ください。



ゆずりますす ずってください

*商工観光課内・消費者協会(☎内線230)へ

ゆずりますす……

品名	規格	希望価格
自動現こく機	サトー式	2万円
英検2級カセット	教本付	1万円
ホブデンキ生テープ	5本組	1万円
シングルベッド	子ども用	相談で
カメラ	オートドライブ インス43~85% ズームFII	〃
スバブライヤ(4ノール)4本	軽1E型ミラ用	〃
スキーぐつ(25,50)	アルペン用	〃
スキーぐつ(24,00)	アルペン用(女子)	〃
機 (いすゞ)	小学生女子	〃
スキーぐつ(24,50)	ノルディック用	〃
スキーぐつ(25,00)	ノルディック用	〃

ゆずってください……

品名	規格	希望価格
電気炊飯器	1~2人用	相談で
手織機	高機	〃
整経台		〃
織機用枠	大・小	〃
座織機		〃
二段ベッド		〃
加湿器	卓式 ファンレス	〃
スキー(100~120cm)	アルペン用	〃
スキーぐつ(23,00)	ノルディック用	〃



寄付ありがとう

(敬称略)

特別養護老人ホーム「三好園」建設運営資金(1月18日受け付け分まで) = 累計274町内、18団体、107個人、435法人から4,475万1,389円

*お名前は11月9日から1月18日までの受け付け分です

■個人 池田利一(桑原・2万円) 生越亀治(下条栄町・10万円) 清水屋旅館(昭和町4・2万円)

■団体 中魚沼郡老人クラブ連合会(199万1,732円) 下条メモリー10実行委員会(11万5,000円) 中条病院精神科(2万2,980円)

■法人 十日町地区= 榑池田組、榑滝沢印刷所、服部歯科医院、西野歯科医院、山崎歯科医院、山田歯科医院、東歯科医院、蕪木歯科医院、関口歯科医院、田村歯科医院、中林歯科医院、中央歯科医院、阿部歯科医院、川西歯科医院、榑北越銀行十日町支店、榑第四銀行十日町支店、榑

新潟相互銀行十日町支店、新潟県信用組合十日町支店、(榑)滝長商店、(榑)大光相互銀行十日町支店、鳥善織物(榑)、(榑)玉垣製麺所、(榑)田倉、水国織物(榑)、(榑)ライオン堂

中条地区= 二瓶歯科医院、白新染織(榑)

川治地区= 榑村山土建、鈴木歯科医院、榑植木組十日町営業所、南雲土建(榑)、榑渡商、北越上下水道(榑)、榑大勇家具センター

吉田地区= 十日町生コン(榑)、十日町砂利(榑)、丸五物産(榑)

下条地区= 中町歯科医院、(榑)下条薬局、榑生越土建

水沢地区= 金沢歯科医院、上越舗道(榑)

その他= 高橋歯科医院(津南町)、伏見歯科医院(津南町)、田中歯科医院(川西町)、富井歯科医院(川西町)、藤田歯科医院(中里村)、山東医院(新潟市)

楽しもうスポーツ・つくろう健康 体育課 (総合体育館内 ☎52-4377)

2月 おもなスポーツ行事予定

期日	行事名	会場
7(日)	市民スキー大会 グリーンテニス杯 インドアテニス大会	市民スキー場 総合体育館
7・21・28(日)	ジュニアサッカー教室	〃
13(日)	ヨネックス 靴式庭球講習会	〃
14(日)	雪まつり協賛スキー大会 スキーパジャマ大会	市民スキー場 市民スキー場
19(金)	郡中中学新人スキー大会	〃
21(日)	市民靴式庭球インドア大会	総合体育館
24(水)	市内小学校親善スキー大会	十日町小学校

第3回グリーンテニス杯 インドアダブルス大会

期日 2月7日(日)
会場 総合体育館
種目 男女ダブルス A・Bクラス
参加費 一般1,500円、高校生1,000円
申し込み 1月31日(日)までに事務局(☎57-8757岡村久男)へ。

第20回十日町アルペンスキー選手権大会 第12回 雪まつり協賛スキー大会

期日 2月14日(日)
会場 上越国際当間スキー場
種目 大回転
組別 <男子> ①小学低学年 ②少学高学年 ③少年(中学以上) ④成年一部 ⑤成年二部 ⑥オールドパワー <女子> ①小学低学年 ②小学高学年 ③一般女子 ④ママさん <幼児組> ①小学入学前の男女
参加費 中学生以下 500円
高校生以上 1,000円
申し込み 十日町スキークラブ本部(☎57-2493)に参加費を添えて2月4日(木)までに。

2月の体育施設

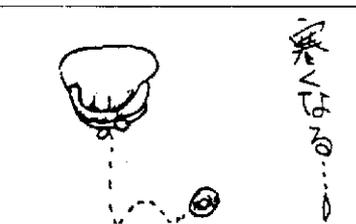
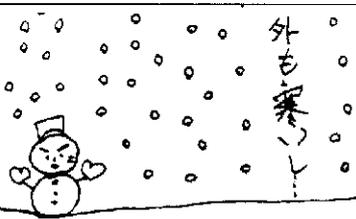
無料開放日は 27日(土)です

*受付期間 2月1日(月)~15日(月)
*抽選日(許可証交付) 2月17日(水)

第3回十日町2時間・4時間トライアルレース J.C.L.ジャパックスカントリースキーリーグ

期日 3月13日(日)
会場 中条笹山
笹山クロスカントリースキーコース
参加費
▶個人の部 小・中学生 1,500円
高校生以上 3,000円
▶リレーの部(1チーム4人)6,000円
種目
▶個人の部(2時間・4時間)
①小学生男・女 ②中学生男・女
③一般男・女 ④壮年男・女(40歳以上) ⑤レーシング男・女
▶リレーの部(4時間)
①小・中学生 ②高校生一般、レーサー ③ファミリー
申し込み 中条地区公民館内「第3回トライアルレース事務局(☎57-2748)」に参加費を添えて、2月29日(月)正午までに申し込みください。
*前日午後4時から開会式です。

16日	26日	この時期
明日水金工 345678 101112131415 161718192021 222324252627 2829 31	明日水金工 123456 78910111213 14151617181920 21222324252627 2829	



相談コーナー

- ① 交通事故相談 2月1日(月)
 - ② 定例行政相談 2月12日(金)
 - ③ 巡回内職相談 2月19日(金)
- 時間：午前10時～午後3時
会場：①②は小会議室(2階)
③は市民課(1階)

公営住宅入居者募集

- ☑ 田川市営住宅(耐火3階建)
 - ▷ 募集=1戸(6畳2室、5畳、DK)
 - ▷ 家賃=25,000円
 - ☑ 黒沢市営住宅(簡易耐火2階建)
 - ▷ 募集=4戸(6畳、3畳、DK)
 - ▷ 家賃=7,300円~12,300円
 - ☑ 黒沢県営住宅(簡易耐火2階建)
 - ▷ 募集=5戸(6畳、3畳、DK)
 - ▷ 家賃=11,000円~11,500円
- 申し込み 2月15日(月)までに建設課建築住宅係(☎内線266)へ。
*住宅により所得制限が異なります。

テレホンサービス

- 十日町観光情報 ☎57-0500
第39回十日町雪まつり行事案内
- 妻有の民話 ☎57-0300
1/8~31 龍馬
3/1~7 茶塚の松
3/8~14 踊り塚
3/16~21 隠如塚
3/22~28 観音塚
- 妻有の歴史 ☎57-1000
2月 雪まつり
- ぐらしのダイヤル ☎025-285-7000
3/1~8 冬の省エネルギー
3/8~15 ストレスの発散方法
3/16~22 消費生活相談事例
3/22~29 景品表示法の違反事例

博物館冬季特別展
豪雪の十日町

雪の中のくらし写真展

写真で見る雪国十日町の今と昔...
期間 2月12、13、14日(雪まつり期間中)
開館時間 午前9時~午後4時半
入館料 100円(中学生以下無料)

労働組合のない
中小企業に働く人々への融資

労働組合のない職場で働く人たちが、住宅建築をはじめ、教育資金などの借入れを行いたい場合、県や市町村等が基金を出し合って設立している「新潟県労働者信用基金協会」が保証を補強し、労働金庫から融資を受けることができる保証制度があります。
詳しいことは、労働金庫(☎57-8300)にご相談ください。

住宅統計調査にご協力を

この調査は、5年ごとに実施され、今年10月1日に行われます。
現在、調査地域をあらかじめ把握するため、「住宅統計調査指導員」が、住宅の状況等を確認しています。
指導員が訪問した際は、ご協力をお願いします。

♥「二人兄弟の兄なので、家族に反対されたり大変でした」と一則さん。「どうしても一緒にいたくて、たらかして連れて来たんです」と笑いながら話す孝子さんは、自分の思いがかない満足そうです。



緊張の中にも幸せいっぱい

♥国の重要文化財「笹川邸」や、対岸の白根市と行う「たご合戦」で有名な味方村から昨年九月、十日町の人になった春川一則さん(二十一歳)です。
♥奥さんの孝子さん(二十歳)を知ったのは二年半程前。当時、一則さんは新潟の運送会社、孝子さんは美容院に勤めていました。たまたま友人の「クラシックカー」廃車乗り納め」で知人に誘われて来た孝子さんと出会い交際が始まりました。
♥二人兄弟の兄なので、家族に反対されたり大変でした」と一則さん。「どうしても一緒にいたくて、たらかして連れて来たんです」と笑いながら話す孝子さんは、自分の思いがかない満足そうです。
♥「十日町は思っていたより開けてる所でした」との感想ですが、今の長岡勤務は大変です。「もっと若い人たちの働く場が多いと適当な仕事も見つけられるんじゃないでしょうか」。帰って来て顔を見るまでは、やっぱり心配ですね」と二人で顔を見合わせます。
♥近くの美容院に勤めている孝子さんは、休みが一緒になった時、ショッピングを兼ね、遠出を楽しみにしています。「若者の遊び場が少なくて指摘する。とにかく若い二人です。」

十日町の人になりました

No.89
春川一則さん
(四日町新田)



西蒲原郡味方村



児童手当

請求を
受け付けています

昭和57年4月2日～58年4月1日の間に生まれた二人目の子どもさんの、児童手当の請求を受け付けています(公務員を除く)。
※所得制限がありますので、一定の額以上の収入がある人は受けられません。
■手続きに必要なもの
①健康保険証 ②印鑑
③父親(養育者)名義の口座のわかるもの
■手当月額
▼二人目：二、五〇〇円
▼三人目：五、〇〇〇円
■その他
①児童手当制度は、六十年六月から段階的に変わり、今年三年目に当たり、今年四月に制度が完了。今年四月に制度が完了。

2月乳幼児健康診査日程

事業名	期日	受付時間	対象児
3歳児健診 (3歳6ヵ月児が対象です)	9日(火)	午後1時～2時	59年8月生まれの幼児
1歳6ヵ月児健診	19日(金)	午後1時～2時	61年8月生まれの幼児
4ヵ月児健診 ならびに 育児学級	24日(水)	午後1時～1時30分	62年10月生まれの乳児
10ヵ月児 身体測定	25日(木)	午前9時30分～10時30分	62年4月生まれの乳児 (障害児を除く)

会場は保健センターです

※1歳6ヵ月児、3歳児健診の幼児は歯科健診がありますから歯をきれいにみがいて来てください。
※4ヵ月児健診に来られない人は、小児がん(神経芽細胞腫)尿検査セットを保健衛生課に取りに来てください。

10月分を振り込みます

62年10月分、63年1月分の児童手当を、二月十日(水)に振り込む予定です。
■問い合わせ市民課年金係(☎57-3111)内線144・145へ。

寄稿 「モモから」

昨年八月、留学生三津蓮事業で「モモ」にある「国際織物専門学校」に留学した、吉沢武彦さん(本町二下)と柳好恵さん(稲荷町元)から便りが届きました。

あと半年頑張ります

吉沢武彦さん(23歳) コモ市へ来て五ヵ月。陽気でおおらかなイタリア人の習慣、生活にも大慣れました。

コモ市役所の方がお世話してくださったアパートは、静かな丘の上にあります。学校にも近く、とても恵まれた環境の中で勉強させていたれています。学校は国立で、五年制で

すが、一年間だけの特別聴講生として、三年生のクラスで勉強しています。

援業は、織物とデザインの二つの専門科目を受けています。さすがにイタリア語で行われる講義を理解するのは難しいうえ、デザインなど家に持ち帰ってやらねばならない宿題も多く、しんどいこともあります。

自分自身が 変わるのが楽しみ

友だちが皆親切に教えてくれたり、話しかけてくれるので楽しい学校生活をおくっています。

言葉も二ヵ月間、毎日三時間のレッスンのおかげで、日常生活の会話ができるようになってきました。

あと半年のコモ留学、十日町市の派遣という形で留学していることを自覚し、姉妹都市へすばらしい留学

であることに、そして、たくさんの応援してくださっている方々に感謝し、「ガンバッテ」勉強したいと思っています。

柳好恵さん(20歳) 日本を離れ、イタリアのコモで生活するようになって、早いものでもう五ヵ月が過ぎてしまいました。

はじめは、部屋にいても気の休まることがなかったけど、ようやく暮らしにも少しずつなじんできて、自分なりのペースができてきたようです。

一番心配していた言葉の方も「ありがとう」とわかりません。くらいしかほとんど使わなかったころに

比べたら、ずいぶんと進歩したと思います。それでも学校の援業を理解するには、まだまだ十分でなく、いつもクラス友だちから助けってもらっています。

援業の様子は、とても自由な感じで、楽しく参加することが出来ます。

日常生活の中でも、考え方や文化の違いなどから学ぶべきことがたくさんあり、あらためて考えさせられることも少なくありません。

この五ヵ月の間、日本とはまるで違った環境に自分を置いてみて、自分自身が少しずつ変わってきたような気がします。一年間の勉強を終えて日本に帰るまでに、どんなふうに自分が変わっているか、とても興味があります。

2月の休日救急医

- 7日(日) 大倉医院(川原町) ☎62-2367
- 上村病院(中里町) ☎63-2117
- 11日(木) L.I.C.医院(下中央町) ☎65-2303
- 石藤医院(津南町) ☎65-3001
- 14日(日) 池田医院(本町西1) ☎62-2581
- 津南病院(津南町) ☎65-3161
- 21日(日) L.I.C.医院(紫町4) ☎62-2174
- 28日(日) 庭野医院(寿町4) ☎62-2741

2 献血車日程

14日(日) 行役所
受付時間：午前10時～正午
午後1時～3時
ゆうあい号が2台来ますので待たずに献血をしていただけます。
暖かい甘酒の無料サービスもあります。ぜひご協力をお願いします。



2月の健康相談日

*1・8・15・22・29日の各月曜日
*保健センター、午前9時～午後4時
血圧が心配、食事療法を知りたい、心に悩みがある——などの方はどうぞご相談を!!